

薬生水発 0514 第 1 号
令和 2 年 5 月 14 日

各都道府県水道行政主管部（局）長
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」
の留意事項について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け薬生水発 0318 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

4 月 7 日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以後の影響を踏まえ、各水道事業者におかれましては、貴事業における支払い猶予等の制度について周知の徹底を再度お願いするとともに、特に給水停止にあたっては、利用者の状況を踏まえたより丁寧で慎重な対応をお願いいたします。

また、同通知においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者を例示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、この場合に限定せず、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を広く対象とするなど、更なる柔軟な対応を取るようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。